

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和6年12月16日（月）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第83号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 2 議案第84号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 3 議案第85号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 4 閉会中の継続調査事項について

人事院勧告に基づく条例改正について

◎山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（議案第83号）

- ① 給料表を3,300円から26,300円引上げ  
 1級：11.1%、2級：7.6%、3級：3.1%、4級：1.3%、5級以上：1.2% 引上げ  
 （平均改定率3.0%）
- ② 期末・勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げ（期末：0.05月、勤勉0.05月）  
 ※再任用職員0.05月引き上げ

		改正前	令和6年度改正	令和7年度改正
6月期	期末	1.225月 (0.6875月)	1.225月 (0.6875月)	<u>1.25月</u> <u>(0.7月)</u>
	勤勉	1.025月 (0.4875月)	1.025月 (0.4875月)	<u>1.05月</u> <u>(0.5月)</u>
12月期	期末	1.225月 (0.6875月)	<u>1.275月</u> <u>(0.7125月)</u>	<u>1.25月</u> <u>(0.7月)</u>
	勤勉	1.025月 (0.4875月)	<u>1.075月</u> <u>(0.5125月)</u>	<u>1.05月</u> <u>(0.5月)</u>
年間		4.500月 (2.35月)	<u>4.600月</u> <u>(2.40月)</u>	<u>4.600月</u> <u>(2.40月)</u>

※カッコ内は再任用職員

◎山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第84号）

期末手当の支給月数を0.10月引き上げ

	改正前	令和6年度改正	令和7年度改正
6月期	2.250月(2.250月)	2.250月(2.250月)	<u>2.300月(2.300月)</u>
12月期	2.250月(2.250月)	<u>2.350月(2.350月)</u>	<u>2.300月(2.300月)</u>
年間	4.500月(4.500月)	<u>4.600月(4.600月)</u>	<u>4.600月(4.600月)</u>

※カッコ内は職員

◎山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について（議案第85号）

期末手当の支給月数を0.05月引き上げ

	改正前	令和6年度改正	令和7年度改正
6月期	1.700月(1.700月)	1.700月(1.700月)	<u>1.725月(1.725月)</u>
12月期	1.700月(1.700月)	<u>1.750月(1.750月)</u>	<u>1.725月(1.725月)</u>
年間	3.400月(3.400月)	<u>3.450月(3.450月)</u>	<u>3.450月(3.450月)</u>

※カッコ内は国

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
<p>総務文教常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書に関すること。</li> <li>・議会及び行政一般に関すること。</li> <li>・文書及び法制に関すること。</li> <li>・情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>・統計調査に関すること。</li> <li>・防災及び危機管理に関すること。</li> <li>・組織及び職員定数に関すること。</li> <li>・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</li> <li>・税の賦課徴収に関すること。</li> <li>・債権の調査及び徴収に関すること。</li> <li>・消防に関すること。</li> <li>・総合計画及び新市建設計画に関すること。</li> <li>・重要政策の立案及び調整に関すること。</li> <li>・事務管理に関すること。</li> <li>・広域行政に関すること。</li> <li>・行政改革の推進に関すること。</li> <li>・合併に係る調整事項に関すること。</li> <li>・総合教育会議に関すること。</li> <li>・予算その他財務に関すること。</li> <li>・市有財産に関すること。</li> <li>・情報処理及び情報化に関すること。</li> <li>・市立大学に関すること。</li> <li>・地域づくりに関すること。</li> <li>・市民活動に関すること。</li> <li>・国際交流に関すること。</li> <li>・人権及び男女共同参画に関すること。</li> <li>・シティセールスに関すること。</li> <li>・観光に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・文化に関すること。</li> <li>・スポーツに関すること。</li> <li>・入札及び検査に関すること。</li> <li>・教育に関すること。</li> <li>・選挙事務に関すること。</li> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。</li> <li>・市役所庁舎改修事業に関すること。</li> <li>・学校給食に関すること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。</li> <li>・地域交流センターに関すること。</li> <li>・L A B Vに関すること。</li> <li>・地域運営組織に関すること。</li> </ul>	<p>令和7年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する。</p>